

署長が語る

下越森林管理署長 伊藤武徳

1 はじめに

当署は、新潟県の北東部に位置する新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、阿賀町にある国有林約8万ha及び新潟市の西方約45kmの日本海上に位置するわが国最大の離島である佐渡島（佐渡市1市）にある国有林約2千haを管理しており、下越森林計画区及び佐渡森林計画区に属しています。

下越森林計画区の国有林は、日本海型気候区に属しており寒冷で降水量が多く、山間部は豪雪地帯となります。スギを中心とした人工林では、間伐や主伐・再造林を計画的に実施して県内の市場や製材工場などに供給しています。管理面積の9割は天然林となっており原生的な森林生態系の保全などに努めています。



下越森林管理署の管内図（黄緑色が国有林）

また、佐渡森林計画区の国有林については、トキの保護増殖を図るために昭和37年から45年にかけて国が買い入れたものであり、トキの営巣木を確保するためアカマツなどの保護を行っています。

管内には、2,000m級の飯豊連峰や楯形山脈、五頭山などの山々が連なり、ブナ、ミズナラ等の原生的な天然生林等の優れた景観を登山や自然観察等で楽しんでいただく自然休養林や2つのスキー場があります。



胎内スポーツ林

2 今年度の主な取り組み

① 木造施設視察会の開催

昨年10月、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」として施行されました。木材利用促進の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されたところであり、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて市町村が実施する各種事業の建築物についても、より一層の木材利用促進が求められている状況となっています。



越後杉流通活性化センター（多目的ホール）

このような中、昨年11月15日に開催した新潟地区国有林野等所在

市町村有志協議会総会後の意見交換の場において、会長の南魚沼市長から木造建築物の視察会を企画してほしい旨の要請がありました。令和4年度の開催に向けて、南魚沼市長を訪問し日程や視察する建築物などの詳細な調整を進め、令和4年7月11日（月）、新潟地区国有林野等所在市町村協議会による「大規模木造建築物」の視察会を開催しました。

開催当日は、平成24年に竣工した新潟県森林組合連合会（越後杉流通活性化センター）（木造一部2階建、延床面積810㎡、木材使用量386㎡（うち県産材379㎡））、平成28年に竣工した五泉市役所村松支所（木造2階建、延床面積1,984㎡、木材使用量663㎡（うち県産材399㎡））及び令和3年竣工のラポルテ五泉（木造一部RC造、延床面積3,744㎡）



五泉市役所村松支所（外観）

の3施設を視察しました。視察会にあたって、新潟県森林組合連合会及び五泉市の担当者から施設の概要を説明いただきました。

参加市町の担当者から、総工費、資材の確保、集成材の使用量及び木造建築物に決めた理由など質問があり、活発な意見交換の場となるなど、木造建築物のすばらしさを知っていただく良い機会でした。今後の公共建築物における木材利用の促進に向けた効果的な取組となりました。

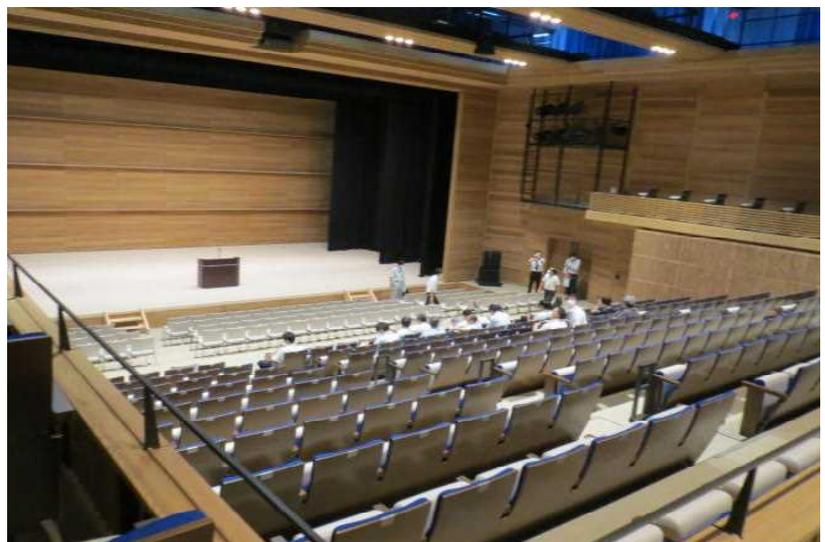
また、今回の視察会の機会を利用し、林野庁ホームページに掲載されている「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会（ウッド・チェンジ協議会）」の取組状況、「建築物木材利用促進協定の締結事例集（林野庁）」及び「非住宅建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧（令和4年度事業・制度）」について、情報提供を図ることができました。



五泉市役所村松支所（エントランスホール）



ラポルテ五泉（ロビー空間）



ラポルテ五泉（多目的ホール）

② 多様な活動の森における森林保全活動に関する協定の締結

五泉市と旧三川村の境に位置する菅名（すがな）岳（標高909m）の貴重なブナ林については、昭和61年に伐採計画が示された際、地元の活発な保護活動があり、前橋営林局と五泉市の間で森林保護に向けた協議が進められたところ

です。そのような中、地球環境や自然保護の大切さが深刻なテーマとして国民に多く取り上げられるようになったことに伴い、優れた景観を呈し、多様な動植物が生息する原生的な天然林の保護を求める声が一層高まってき



菅名岳（林内の景観）

ました。貴重な自然環境としての天然林等の保護を適切に図るため、保護林制度「郷土の森」を活用し、当時では県内初めてのケースとして、平成5年に前橋営林局と五泉市で「菅名岳郷土の森保存協定書」（以下、「協定書」という。）を締結しました。その後、保護林制度が改定され、「郷土の森」が廃止されましたが、協定期間満了までは協定内容を継続していくこととしていたところ

です。来年、この協定書が期間満了となることから、今後の取り扱いについて、五泉市と検討を進めたところ、これまでの保全活動を継続させていきたいとのご要望でした。これまでと同様の活動が可能な制度である「多様な活動の森」として進めることとし、手続きの透



協定締結式

明性を高めるため協定相手方を公募したところ、五泉市のみの応募であったことから再び協定締結に至ったところ

です。今後は、五泉市が登山道や登山道周辺の林内での草刈り、つる切り等の美化活動、地域の小中学生を対象とした自然教室等を実施することとしています。五泉

市と当署は、本協定に基づく「多様な活動の森」における森林保全活動を円滑に実施するよう連携していくこととしています。

3 おわりに

日本の森林は、戦後植えられ整備された人工林が利用期を迎えています。

この人工林を積極的に利用し林業の成長産業化を進めていく取組が行われている中で、国有林では、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、民有林との連携など、様々な政策手段を用いて地域の森林・林業・木材産業の活性化に貢献することが求められております。

当署としても、森林・林業・木材産業の発展に少しでも貢献できるよう、森林施業の低コスト化やシカ被害等に係る効果的な対策について、それらに関する現地検討会等の開催を通じ、新たな技術の民有林への普及啓発に取り組んでいくことが必要であると考えています。

今後においても、引き続き地域の要請に応じた様々な課題に取り組みつつ、国有林の適切な維持・管理を図ってまいります。